

市第141号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
次のように認可する。

平成20年2月13日提出

横浜市 長 中 田 宏

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17
年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第14項中「給付若しくは」を「給付又は」に改め、「又は老人保
健法の規定による医療若しくは療養」を削る。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提
案する。